

社会人の学び直しに係る 制度改革等について

前回の議論（2月13日制度・教育改革WG⑩）の振り返り

【事務局からの課題提起】

- 履修証明制度の実施状況，リカレント教育に対する社会的ニーズの高まり等を踏まえ，大学等における履修証明制度の最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直すこととし，学校教育法施行規則を改正してはどうか。
- 履修証明プログラムの受講歴等，更に多様な学修成果の積み上げにより，学士の学位を授与するという方法も考えられないか。
- 卒業ができなかった学生に対し，大学での学修のまとまりを評価する仕組みなどを通じ，単位の修得の積み重ねがしやすくなるような方法は考えることはできないか。
(大学中退者のうち約半数が在学期間2年未満。)
- 社会人の学び直しのニーズに対応するため，単位累積加算制度のさらなる活用の促進に向けて，どのような取組が考えられるか。

【各委員からの主な御発言】

(履修証明制度に関するもの)

- ✓ 「60時間以上」に短縮することに異論は無いが、120時間以上を60時間以上に短縮することと、プログラムの体系的・質保証を両立する必要がある。
- ✓ 履修証明プログラムについても、大学の内部質保証システムの対象として位置付けるべき。
- ✓ プログラムの要件を細々規定してしまうと、外部から当該プログラムを受講する学生が色々な講義を受講しなければならなくなってしまう。質保証を前提に、柔軟な履修形態も許容するようなシステムにすることが重要。
- ✓ 履修証明プログラムの対象は在学生以外ということだが、在学生に対して開講され、修了証明書が発行される一定のまとまりのある科目（副専攻・副プログラム等）との関連はどう考えるか。
- ✓ 海外では、大学が授与する称号等には、degree（学位）、diploma（称号）、certificate（証明）の別がある。日本においても、学修内容や水準に応じて、60時間以上学修した場合と、従来どおり120時間以上学修した場合の名称や位置づけを差別化してはどうか。

(単位累積加算制度に関するもの)

- ✓ 単位累積加算制度は、学位取得のために合計4年の修業年限を必要としているが、社会人の場合には時間が貴重であるため、合計4年という制限を緩和することも検討すべき。
- ✓ 高等専門学校に携わっている者としては、学位授与機構という第三者機関で実質的な質保証を受けるということは、高専側に教育の質の向上を促す良い意味でのプレッシャーを与えている。
- ✓ 諸外国にはAPL（Assessment of Prior Learning）といって、入学前の学修内容をきちんと評価した上で、大学の単位として認める制度がある。単位認定を段階的に柔軟化していくことは非常に重要。
- ✓ 単位累積加算制度は、学位プログラム等と並んで、学部を中心としてきた従来の学位授与の在り方についてもう少し違う形を与えようという試みだと思う。
- ✓ 3つのポリシーに基づいて学位を授与することが大学に強く求められている一方、単位累積加算制度のように、複数の大学ないし教育プログラムで学んできた人たちの学修を積み上げ、それに対して学士という学位を授与するという議論がある。両者について整合性のある検討が必要。

現行の履修証明制度の概要

対象者：**社会人**（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）

内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、**体系的な知識・技術等の習得**を目指した教育プログラム

期 間：目的・内容に応じ、**総時間数120時間以上**で各大学等において設定

証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した**履修証明書を交付**

質保証：プログラムの**内容等を公表**するとともに、各大学等においてその**質を保証するための仕組みを確保**

※学生を対象とした学位プログラムとは異なり、単位や学位が授与されるものではない。

創 設：**平成19年の学校教育法の改正により創設**され、**同年12月26日から施行**。

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第五十五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第六十四条 大学（大学院及び短期大学を含む。以下この条において同じ。）は、学校教育法第五十五条に規定する特別の課程（以下この条において「特別の課程」という。）の編成に当たっては、当該大学の開設する講習若しくは授業科目又はこれらの一部により体系的に編成するものとする。

2 特別の課程の総時間数は、百二十時間以上とする。

3 特別の課程の履修資格は、大学において定めるものとする。ただし、当該資格を有する者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者でなければならない。

4 特別の課程における講習又は授業の方法は、大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準の定めるところによる。

5 大学は、特別の課程の編成に当たっては、当該特別の課程の名称、目的、総時間数、履修資格、定員、内容、講習又は授業の方法、修了要件その他当該大学が必要と認める事項をあらかじめ公表するものとする。

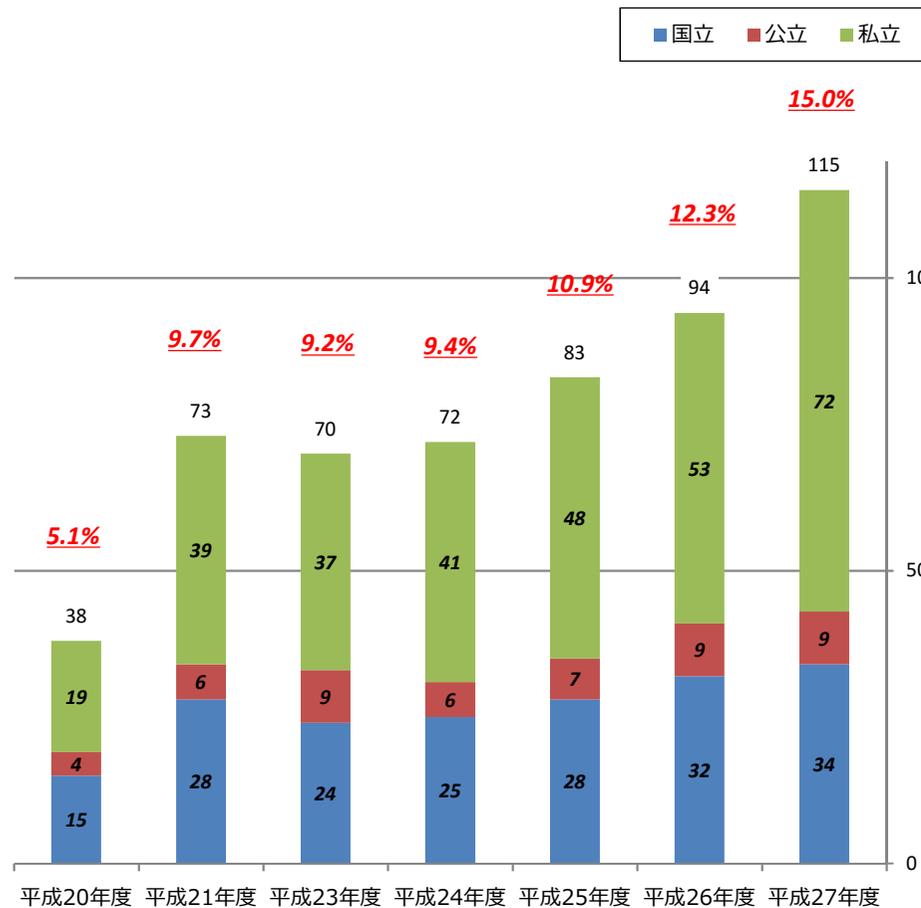
6 大学は、学校教育法第五十五条に規定する証明書（次項において「履修証明書」という。）に、特別の課程の名称、内容の概要、総時間数その他当該大学が必要と認める事項を記載するものとする。

7 大学は、特別の課程の編成及び当該特別の課程の実施状況の評価並びに履修証明書の交付を行うために必要な体制を整備しなければならない。

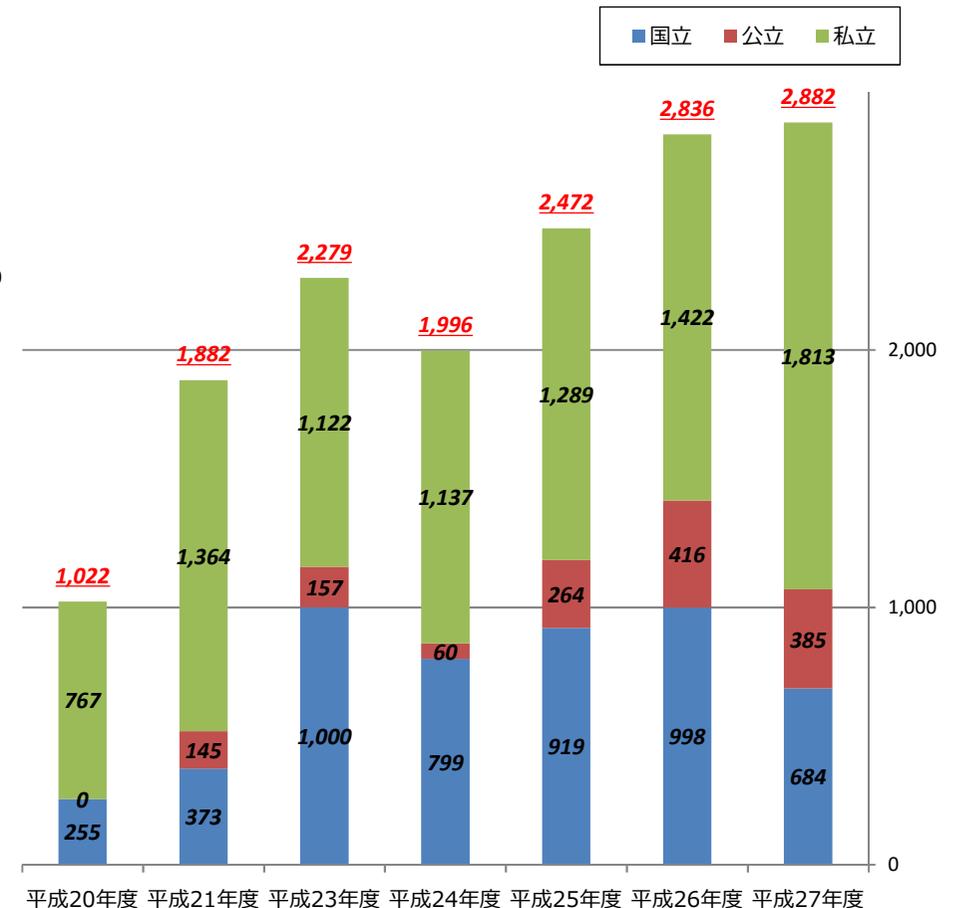
履修証明プログラムの実施状況

履修証明プログラムを開設している大学数、証明書交付者数は、漸増してきているが、平成27年度実績で、全大学の15%での開設、3,000人弱の交付に留まっており、履修証明制度がまだ十分に普及しているとは言えない。

【大学全体】 履修証明プログラムを開設している大学



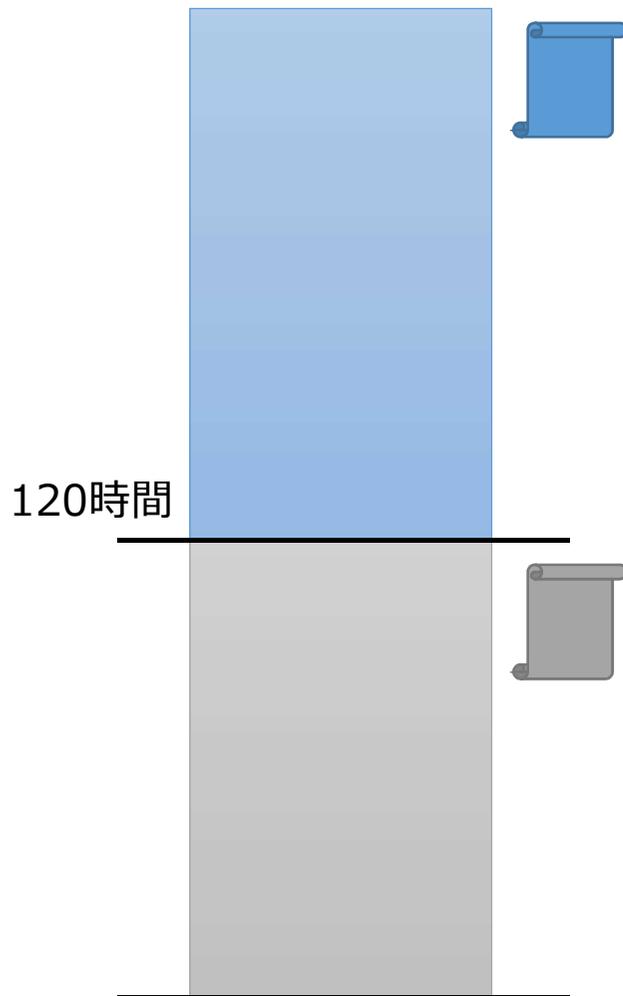
【大学全体】 履修証明プログラムの証明書交付者数



「大学における教育内容等の改革状況」（文部科学省）より。
平成22年度調査は、東日本大震災の影響を考慮し実施せず。

現行の履修証明制度の課題① —最低時間数—

□ **最低時間数が「120時間以上」とされていることが、多様な教育プログラムの供給やリカレント教育の推進の阻害要因となっている可能性あり。**



学校教育法施行規則の要件を満たす取組について、**学校教育法に基づく履修証明書**を交付。

⇒履修証明プログラムであることが、**職業実践力育成プログラム (BP) 認定制度での認定要件。**

- ①社会人の学び直し選択肢の可視化、
- ②大学等におけるプログラムの魅力向上、
- ③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進するもの。

各大学の判断で教育プログラムの履修を証明する、**大学独自の証明書**を交付することは可能。

<課題点>

- 大学が実施する**体系的なプログラム**（正規課程・履修証明プログラムを除く）で**120時間以内のものが約8割**を占める。
- **募集定員に占める受講者数の割合は、履修時間が61～90時間のものが最も高い。**
- 体系的・実践的な内容でも、**BP認定の対象にはならない。**

「職業実践力育成プログラム」(BP)の改善に向けたアンケート調査結果①

1. 実施時期：平成29年7月10日～7月19日
2. 調査対象：国公立大学（777大学）
公私立短大（341大学）
国公立高専（57校） ※括弧内の大学等数は学校基本調査による
3. 調査内容：主に社会人を対象として、職業に必要な能力の向上や資格の習得を目的としたプログラムの提供の有無と有の場合その内容等について

【概要】

- 回答数：752大学（回答率47.7%）、1,091プログラム
 - ※プログラム数については、正規課程、履修証明プログラム、それ以外の体系的なプログラムの合計
 - ※それ以外の体系的なプログラムには、公開講座や、履修時間が120時間以下で資格取得や能力向上等を目的とするプログラム（教員免許状更新講習は含まない）
- 1,091プログラムのうち
 - ・正規課程：327プログラム（30.0%）
 - ・履修証明プログラム：307プログラム（28.1%）
 - ・それ以外の体系的なプログラム数：
457プログラム（41.9%）

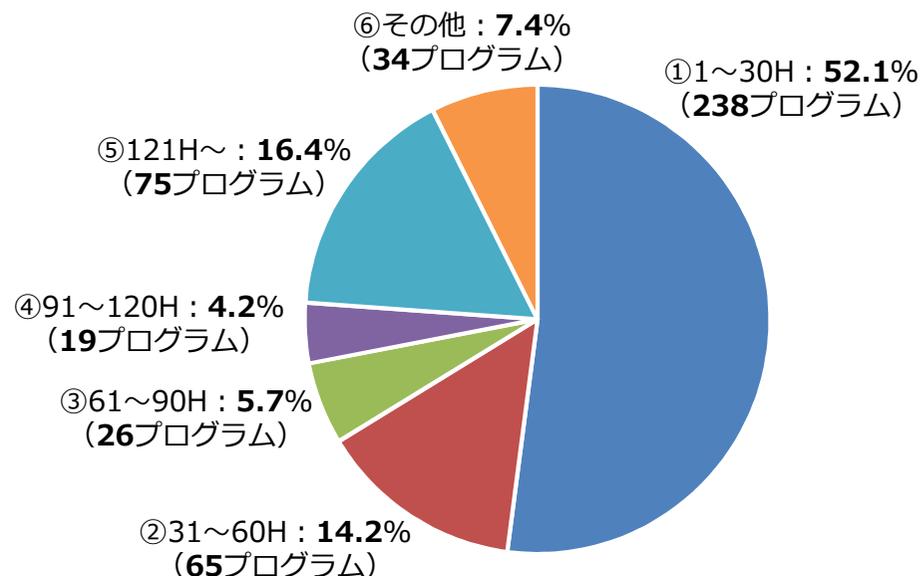
なお、回答のあった1,091プログラムのうち、BP認定プログラムは**145プログラム**

- 受講者数 **3,448人**
- 募集定員 **3,149人**

※なお、受講者数は複数年度、募集定員は単年度の人数を計上しているため、単純な比較はできないことに留意が必要

それ以外の体系的なプログラム 457プログラムの履修時間内訳

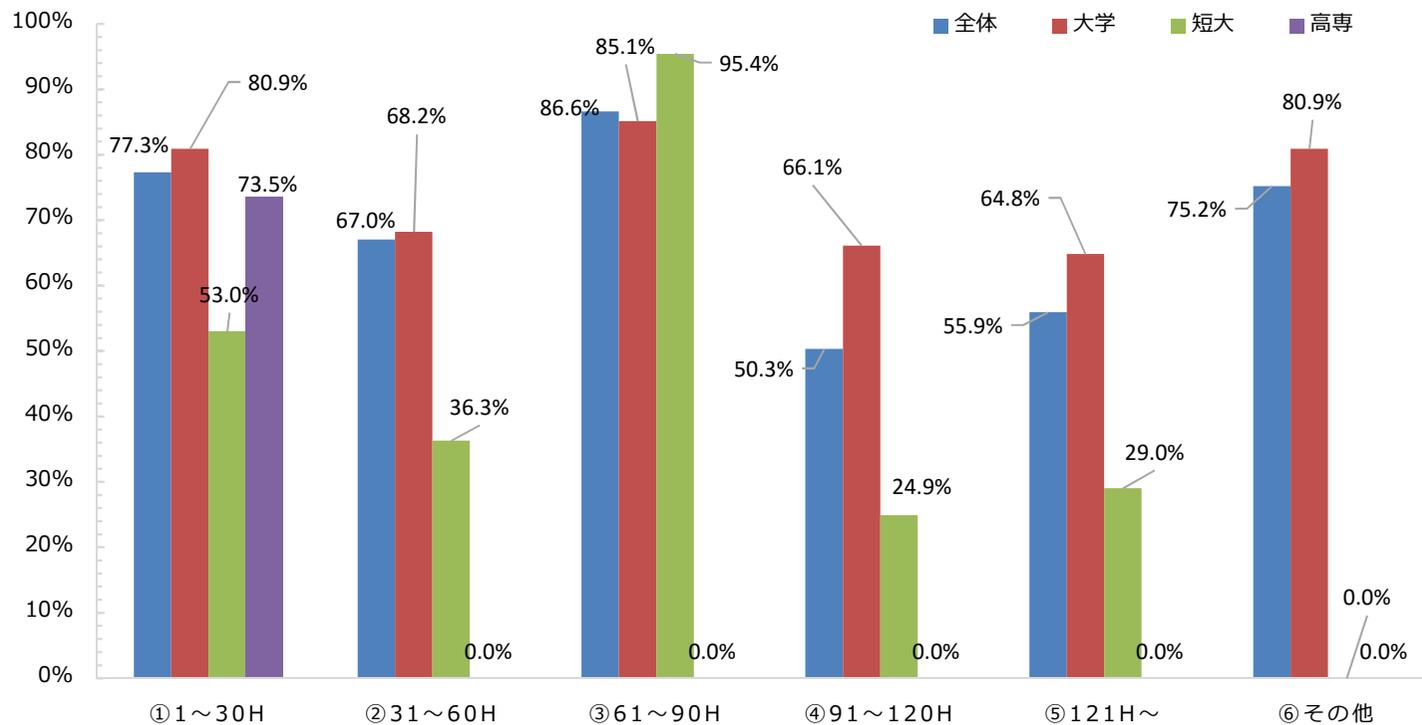
「それ以外の体系的なプログラム」457プログラムのうち、**120時間以下**のものは、**348プログラム（76.2%）**



「職業実践力育成プログラム」(BP)の改善に向けたアンケート調査結果②

募集定員に占める受講者数の割合

募集定員に占める受講者数の割合は、**履修時間が61～90Hのものが最も高くなっている。**



※募集定員に占める受講者数の割合は区分ごとの平均値を記載
※定員を設定せず、割合を算出できない等のプログラムは除く
※2年以上のプログラムについては、便宜的に募集定員を2倍にしている

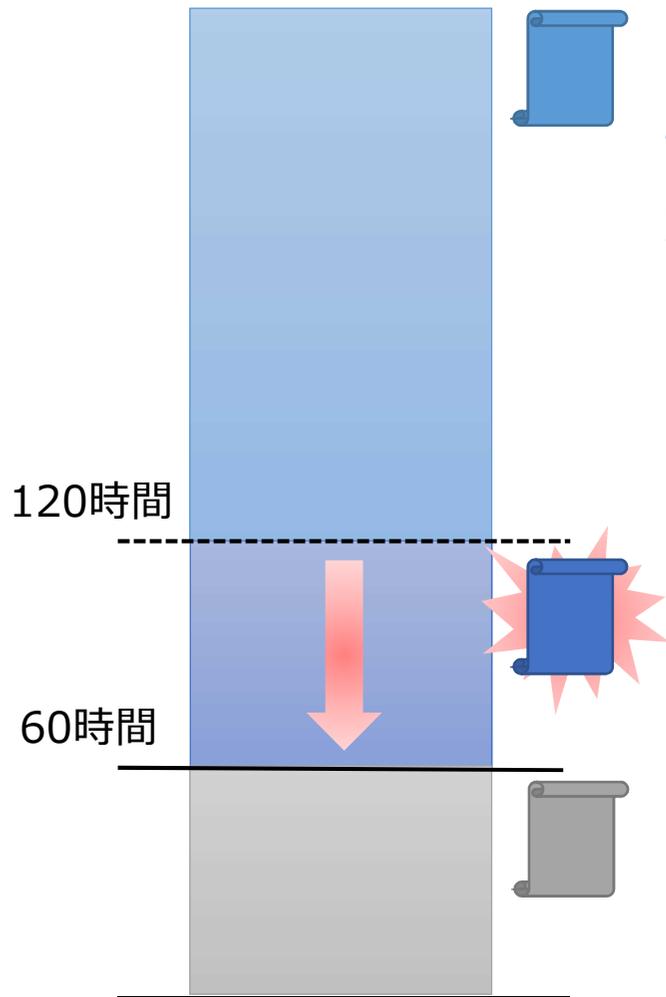
履修時間60時間程度で体系的・実践的な課程を編成しているプログラムの例

募集定員、受講者数は平成28年度実績

- 大阪府立大学「植物工場における中核的専門人材養成」** **履修時間：67時間**
基礎知識を学ぶ座学から、実習、ビジネスプラン演習を経て、生物学・生理学・育成学・工学など多くの科学技術の融合で成り立っている植物工場を管理・運営する人材を育成
■ 募集定員：30名、受講者数：36名
- 滋賀大学「ビジネスイノベーションスクール」** **履修時間：60時間**
イノベーション創出に必要な実践的な知識の修得（組織・リーダーシップ、財務予測・資金調達等）から、実際のビジネスプランの策定により、次世代経営者層等の事業創造力、実践力の向上を図る
■ 募集定員：20名、受講者数：9名
- 豊橋技術科学大学「計算技術科学実践教育プログラム」** **履修時間：73時間**
最先端シミュレーション技術の基礎から実践、より高度なプログラミング・スキルを学べるイノベーション創出人材の養成講座
■ 募集定員：10名、受講者数：30名
- 文京学院大学「理学療法士臨床ブラッシュアップコース」** **履修時間：73時間**
現在のリハビリテーション医療の現場で必要とされる最新情報や知識、技術を講義や実技により獲得していく。最終日の発表会では、臨床的な技術の創造を志向して新しい運動療法の提案を行う。
■ 募集定員：78名、受講者数：84名
※上記は「基礎コース」「臨床基礎コース」「臨床応用コース」の合計
- 山口大学「社会基盤メンテナンスエキスパート養成講座」** **履修時間：56時間**
インフラの点検・診断を実施する能力を備え、インフラ再生に関する俯瞰的な技術力を持つ中核的技術者の養成を目指し、橋梁・トンネルを対象とした座学と実習からなる講座
■ 募集定員：25名、受講者数：30名

現行の履修証明制度の改善策① —最低時間数の見直し—

□ 履修証明制度の最低時間数を「120時間以上」から「60時間以上」に見直す。



60時間以上であって、
学校教育法施行規則の要件を満たす取組について、新たに、
学校教育法に基づく履修証明書を交付できることにする。
⇒職業実践力育成プログラム（BP）認定制度においても、
60時間以上の短期プログラムを認定対象に。

<期待される効果>

- 魅力的な短期プログラム（短期だが一定のまとまりのある体系的・実践的な教育プログラム）の供給を促進。
- 社会人等のリカレント教育の機会として、大学等における履修証明プログラムの活用を促進。

現行の履修証明制度の課題② —社会的認知・評価—

- 履修証明プログラムの履修資格は大学入学資格を基本とし、大学として提供するレベルであることが想定されているが、目的・分野・内容・修了要件は、各大学の裁量に任されている。
- あらかじめ公表すべき事項が定められているが、その運用の実態は様々であり、履修証明プログラムに対する、社会的認知や評価の向上に十分につながっていない可能性がある。
- 社会人の学び直しの機会としての履修証明プログラムが社会的に広く認知され、学習者と企業・社会等の双方にとってより魅力的なものとなるよう、あらかじめ公表すべき事項の充実・改善を図るべきではないか。また、履修証明プログラムについても、大学の内部質保証システムが働くようにすべきではないか。

【あらかじめ公表すべき事項】

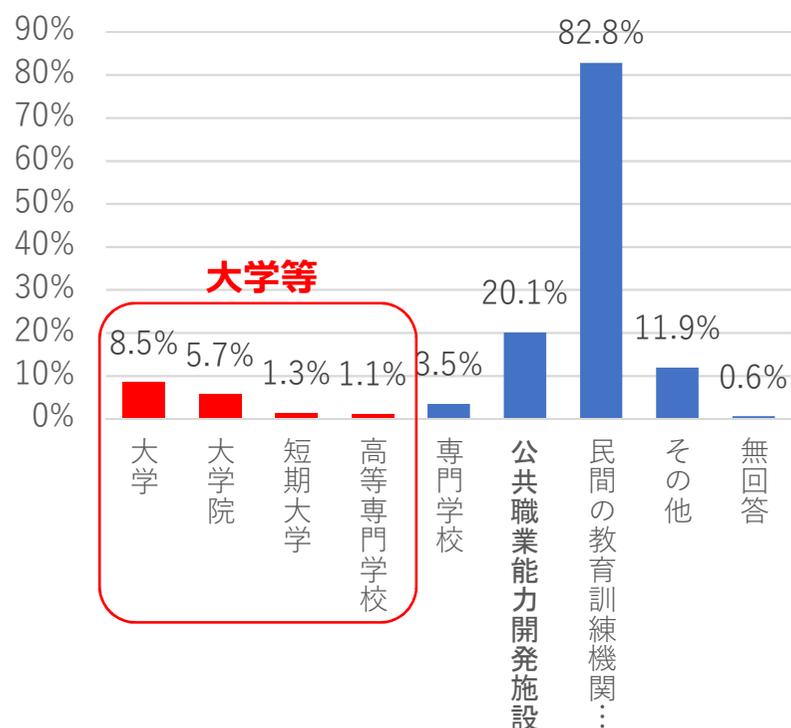
(学校教育法施行規則に規定)

1. 名称
2. 目的
3. 総時間数
4. 履修資格
5. 定員
6. 内容
7. 講習又は授業の方法
8. 修了要件
9. その他大学が必要と認める事項

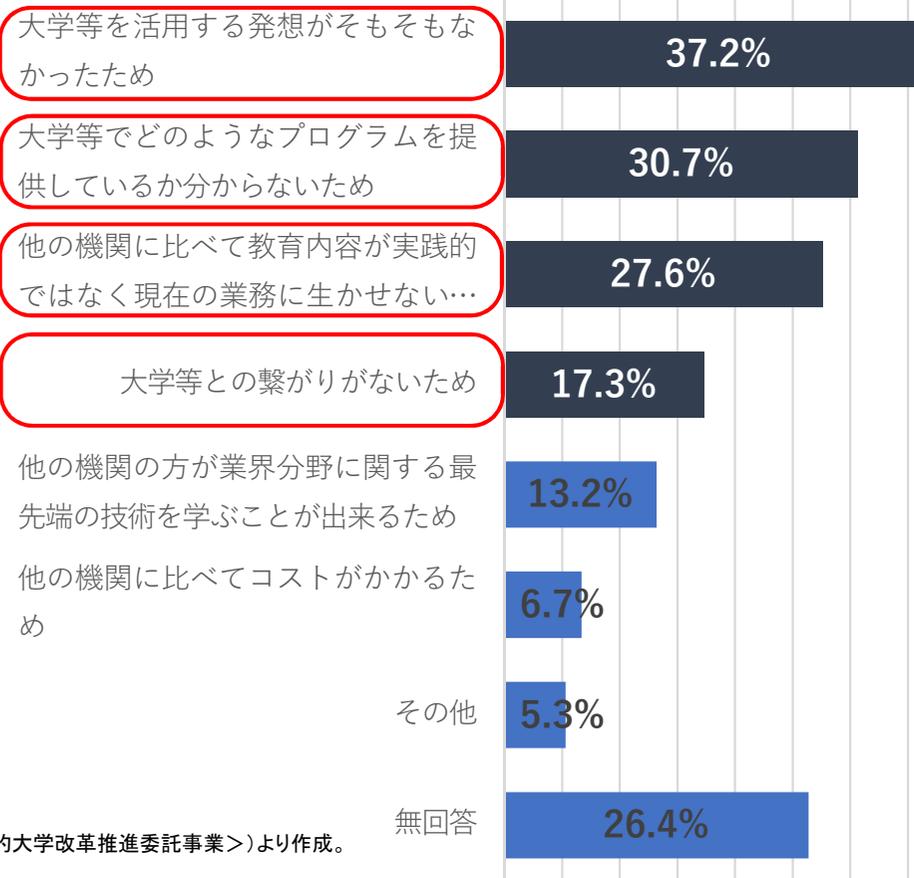
企業の外部教育機関としての大学の位置付け

- 企業の8割が外部教育機関として民間の教育訓練機関を活用。一方、大学を活用するのはごくわずか。
- 大学を活用しない理由の上位は「大学を活用する発想がそもそもなかった」、「大学でどのようなプログラムを提供しているかわからない」。

活用する外部教育機関の種別（複数回答）



大学等を活用しない理由



(出典) 社会人の大学等における学び直しの実態把握に関する調査研究
 (平成27年度イノベーション・デザイン&テクノロジーズ株式会社<文部科学省:先導的大学改革推進委託事業>)より作成。

0% 5% 10% 15% 20% 25% 30% 35% 40%

現行の履修証明制度の改善策② —公表事項の追加・運用改善—

- 学校教育法施行規則を改正し、**あらかじめ公表すべき事項に「単位授与の目安（仮）」や「実施体制（仮）」を追加**することとしてはどうか。
- また、施行通知等において、**履修証明制度に関する留意事項を再周知**するとともに、**社会的認知・評価を高める上で望ましい運用についても周知**することとしてはどうか。

【あらかじめ公表すべき事項】

（学校教育法施行規則に規定）

1. 名称
2. 目的
3. 総時間数
4. 履修資格
5. 定員
6. 内容
7. 講習又は授業の方法
8. 修了要件

○ **単位授与の目安（仮）**

○ **実施体制（仮）**

○ その他大学が必要と認める事項

⇒ **学校教育法施行規則の改正**

【再周知すべき留意事項・周知すべき望ましい運用】

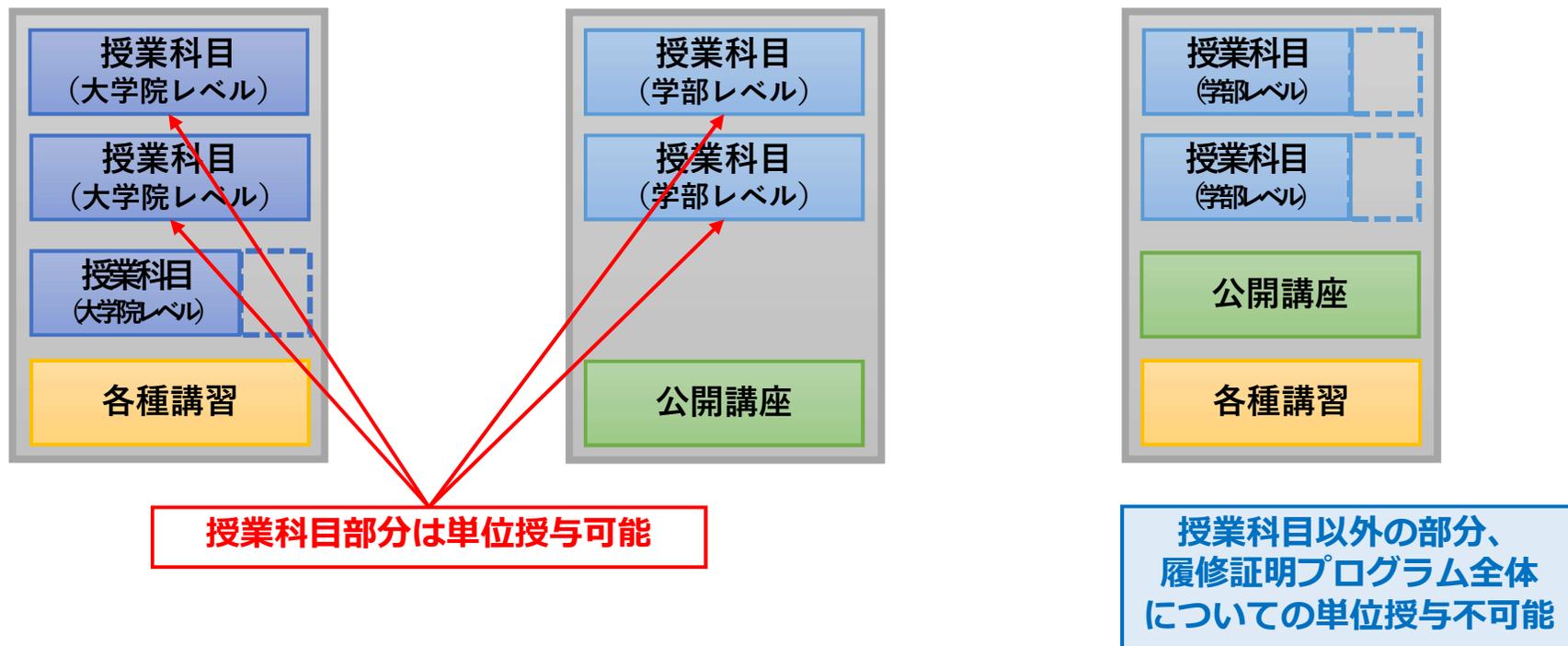
- 履修証明プログラムの位置づけの再整理
（大学独自の証明制度との違い、類似の取組との関係 等）
- 履修証明書の社会的認知・評価を高めるための取組
（「何が出来るようになったか」「どんな知識技能が身についたか」等の学修成果、各種検定・資格等との連携、修了者の活躍状況等について、公表内容の充実 等）
- 単位授与に関する取扱い
（プログラムの内容・水準や成績評価方法の在り方、学修時間と授与すべき単位数の考え方、構成要素に係るシラバスの作成 等）
- 実施体制に関する取扱い
（実施状況の評価や体制の整備の望ましい在り方、社会や企業の教育ニーズを踏まえてプログラム内容を改善、プログラムの実施体制と質保証管理体制の対応 等）

⇒ **施行通知等において周知**

現行の履修証明制度の課題③ —単位授与の在り方—

- 履修証明プログラムの構成要素は、学位課程の授業科目、その一部、各種講習、公開講座等と様々である。
- これらのうち、学位課程の授業科目の部分については、「科目等履修生に対する単位」として単位授与が可能だが、授業科目の一部、公開講座、各種講習等の部分や履修証明プログラム全体についての単位授与は不可能。
- そのため、履修証明書の交付を受けて学修の成果を示すことは出来ても、学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げや、大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度での活用は出来ない。

【履修証明プログラムの構成要素のイメージ】



現行の履修証明制度の改善策③ —単位授与による活用促進—

- 履修証明プログラムの実施大学において、内容・水準、学修成果の評価方法、履修時間等を勘案して**単位授与の際の目安を設定**するものとしてはどうか。
- その上で、**履修証明プログラム全体に対する単位授与を可能**とし、**大学改革支援・学位授与機構における単位累積加算制度に活用**できるようにしてはどうか。（ただし、科目等履修生としての単位授与と重複することが無いように留意が必要。）
- 更に、**大学以外の教育施設等における学修の単位認定**（大学設置基準第29条）、**入学前の既修得単位等の認定**（大学設置基準第30条）の対象とし、**学位の取得に向けた各大学での単位の積み上げに活用**できるようにしてはどうか。

【単位授与の際の目安の設定イメージ】



- ・ 修士課程の発展的な内容
- ・ 履修時間：120時間
- ・ 各単元で修了試験を実施
- ・ **6単位相当**



- ・ 学部の応用的な内容
- ・ 履修時間：60時間
- ・ 演習課題やレポート課題
- ・ **5単位相当**



- ・ 学部の基礎的な内容
- ・ 履修時間：60時間
- ・ 修了試験や出席状況
- ・ **2単位相当**

単位授与が可能と考えられる履修証明プログラムの例

学校名	〇〇大学			
課程名	〇〇大学私学経営アカデミー			
分類	科目名	授業時数	担当教員・実務家名	教員・実務家の所属
必修	私学経営原論	18	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
			〇〇 〇〇	〇〇県私立中学校・高等学校連合会会長
			〇〇 〇〇	〇〇学院理事長
			〇〇 〇〇	〇〇学園理事長
			〇〇 〇〇	〇〇中学校・高等学校校長
			〇〇 〇〇	〇〇大学理事長・学長
必修	組織マネジメント1	18	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
必修	組織マネジメント2	18	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
			〇〇 〇〇	〇〇株式会社
必修	カリキュラム・マネジメント	18	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
			〇〇 〇〇	〇〇大学非常勤講師
			〇〇 〇〇	〇〇大学教育学部教授
			〇〇 〇〇	〇〇株式会社
必修	ファイナンス・マネジメント	24	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
必修	コミュニティ・リソース・マネジメント	12	〇〇 〇〇	〇〇大学非常勤講師
			〇〇 〇〇	〇〇大学特任教授
必修	先端的ICTの利活用	12	〇〇 〇〇	〇〇株式会社
自由選択	教育政策実習	6	〇〇 〇〇	〇〇大学大学院教育学研究科
合計	8科目	126		時間

学校名	〇〇大学			
課程名	デジタル時代の機械設計技術者育成講座			
分類	科目名	授業時数	担当教員・実務家名	教員・実務家の所属
必修	機構学・機械要素設計	6	〇〇 〇〇	〇〇大学（実務家教員）
必修	材料力学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	流体工学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	工業材料	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	工作法	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	機械力学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	制御工学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学（実務家教員）
必修	環境・安全	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	熱工学	6	〇〇 〇〇	〇〇大学（実務家教員）
必修	機械製図	6	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	3D CAD演習	15	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	CAE解析演習	15	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	CAM及び計測演習	10	〇〇 〇〇	〇〇大学
必修	ものづくり実践演習	20	〇〇 〇〇	〇〇大学（実務家教員） 〇〇大学
自由選択	溶接実習	14	〇〇 〇〇	有限会社〇〇
合計	15科目	134		時間

現行の履修証明制度の課題④ —学修証明の在り方—

- 正規課程による学位の他に、学修成果を証明する制度としては、**①学校教育法に基づく履修証明制度と②各大学の判断で独自に実施されている取組**がある。
- **①学校教育法に基づく履修証明制度**については、学校教育法施行において要件が設定されており、これらの**要件に適合するものだけが、「学校教育法に基づく履修証明」と言うことが出来る。**
- **②各大学の判断で独自に実施されている取組**については、法令上の要件は特段無く、**学生が正規課程の授業科目等を一定のまとまりのあるものとして修了した場合の、「副専攻〇〇修了」「〇〇コース修了」等といった学修証明の交付については、各大学の裁量に委ねられている。**
- なお、**①学校教育法に基づく履修証明制度は「学生以外の者を対象として編成した特別の課程」を修了することを前提**としているため、学生が正規課程の授業科目等を一定のまとまりのあるものとして修了した場合に、「①学校教育法に基づく履修証明書」として交付することは出来ない。

学習者の位置づけ	プログラムの位置づけ	学修成果の証明
正規の学生	正規の学位課程の全体	学位 (根拠：学教法第104条、学位規則)
正規の学生	正規の学位課程の一部 (「副専攻プログラム」「一般教養課程」等。)	大学独自の取組 (根拠：なし)
正規の学生	学生以外の者を対象とした特別の課程 (履修証明制度としての要件を満たすもの。)	学校教育法に基づく履修証明書 (根拠：学教法第105条、学教則第164条)
社会人等の学生以外の者 (科目等履修生として)	正規の学位課程の一部 (「副専攻プログラム」「一般教養課程」等。)	大学独自の取組 (根拠：なし)
社会人等の学生以外の者	学生以外の者を対象とした特別の課程 (履修証明制度としての要件を満たすもの。)	学校教育法に基づく履修証明書 (根拠：学教法第105条、学教則第164条)
社会人等の学生以外の者	上記以外のもの	大学独自の取組 (根拠：なし)

現行の履修証明制度の改善策④ ー学修証明の活用促進に向けてー

- 入学後の経済状況の変化による中途退学や学部選択のミスマッチへの対応のためには、**正規の学位課程の一部を修了した者の学修証明**（「副専攻〇〇修了」「〇〇コース修了」等）を交付し、**就職・転職活動や転部・転学の際に活用できるようにすることが有益**であると考えられる。
- また、現代社会においては、生涯を通じて、最新で最高度の知識・技能等を身につけ、その能力を向上させ続けることが必要とされているが、**社会人の学び直しニーズが多様化**しており、正規の学位課程で学位の取得をめざすのみならず、ユニット的・モジュール的に、**科目等履修生として正規の学位課程の一部を修了**することも想定され、このような学びに対する**学修証明の社会的意義**が高まっている。
- このような**学修証明の社会的認知や評価を高めるために、法令上に位置づけ**るとともに、**留意事項や望ましい運用の在り方について周知**することとしてはどうか。

